

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 年度評価実施要領

平成30年5月18日決定  
令和 3年2月24日改正

北海道知事（以下、「知事」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「法人」という。）における各事業年度の業務の実績について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行う。

## 1 年度評価の方針

- (1) 中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の実施状況の調査・分析を通じて評価を行う。  
特に、数値目標が設定されている項目は、その達成状況・実施時期のみならず、それまでの経過も考慮し評価する。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取組を評価する。
- (3) 評価においては、学識経験者の知見を活用するため、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から意見を聴取する。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。
- (5) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示す。
- (6) 試験研究に関しては、その特性に配慮する。
- (7) 中期目標期間終了後に、法人が自主的な組織や業務全般の見直しの基礎となるよう留意する。

## 2 年度評価の方法

年度評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、知事が「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

### (1) 法人が行う自己点検・評価

法人は、各事業年度の業務実績について「自己点検・評価」を行い、業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、別紙「業務実績報告書様式」のとおりとし、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。

#### ① 項目別実績

項目別実績には、別表の法人の「自己点検・評価」の項目番号（小項目）ごとに実績を適切に判断し、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載するとともに、評価理由及び当該年度の業務実績を記載する。

重要な意義を有する事項や優れた取組のほか法人を取り巻く諸事情等がある場合は、評価理由に記載する。

なお、数値目標の評価に当たっては、達成状況に係る要因、背景等の分析を行い、その内容を評価理由に記載する。

業務実績には、評価の判断要素となった主な取組実績を記載する。

特に、別表で効果等記載とされた項目については、具体的な効果等を併せて記載する。

<自己点検・評価基準> (小項目)

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上 (S、Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満 (B、Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

② 総括実績

総括実績には、業務全体及び特記事項について記述式により記載する。

(2) 知事が行う評価

① 項目別評価

知事は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別に定める項目別評価の視点に基づき、別表の項目番号(小項目)ごとに、業務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の結果を踏まえ、総合的に判断の上、次の基準により、別表の「**1** 研究の推進及び成果の普及・活用」、「**2** 総合的な技術支援、連携の推進及び広報機能の強化」、「**3** 業務運営の改善及び効率化」、「**4** 財務内容の改善」及び「**5** その他業務運営」の評価項目(大項目)ごとに評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<評価基準> (大項目)

V 特筆すべき進捗状況にある

IV 順調に進んでいる(すべてS~A)

III おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合が9割以上)

II やや遅れている(S~Aの割合が9割未満)

I 重大な改善事項がある

※ 評価に当たっては、大項目に属する小項目のS~Aの割合に加え、重要な意義を有する事項や優れた取組が行われている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

<留意事項>

年度計画第5から第10に掲げる項目の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を評価する際の参考資料とし、項目別評価における評価項目としない。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、道総研の業務実績全体について記述式により評価を行う。

③ 評価委員会からの意見の聴取

知事は、項目別及び全体評価の案を作成したときは、(3)により評価委員会の意見を聴取し、その意見を踏まえ、評価を決定する。

(3) 評価委員会の意見

評価委員会は、知事から諮問を受け、知事が行おうとする評価について検証する。

検証に当たっては、法人の「業務実績報告書」や「自己点検・評価」の結果など、法人からヒアリングを行うとともに、業務の実施状況を確認、検証し、総合的に判断の上、全体又は項目別に意見を述べる。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

3 主なスケジュール

- 6月 業務実績報告書を受理
- 7月 法人のプレゼンテーション  
法人へのヒアリング
- 8月 評価結果案の作成  
評価委員会の意見を聴取  
評価結果の決定  
評価結果を評価委員会に報告  
評価結果を法人に通知
- 9月 議会へ報告  
評価結果を公表

4 その他

この年度評価実施要領については、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。